○厚生労働省告示第三百六十五号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十七条の二（同法第五十三条の三、第五十四条及び第五十四条の二において準用する場合を含む。）の規定により、同法第三十八条第一項の登録製造時等検査機関、同法第四十一条第二項の登録性能検査機関、同法第四十四条第一項の登録個別検定機関及び同法第四十四条の二第一項の登録型式検定機関について、同法第四十六条第四項各号に掲げる事項を次のように変更する旨の届出があったので、同法第百十二条の二第一項第三号並びに労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の十一（同令第十条の三において準用する場合を含む。）、第十九条の二及び第十九条の十二の規定に基づき告示する。

平成二十二年十月十八日

厚生労働大臣　細川　律夫

1　労働安全衛生法第四十一条第二項のクレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター及びゴンドラに係る登録性能検査機関の住所の変更

氏名又は名称	変更前の住所	変更後の住所	変更年月日
社団法人日本クレーン協会	東京都品川区東五反田一丁目十三番十二号	東京都江東区新木場一丁目十一番七号	平成二十二年八月九日

2　労働安全衛生法第四十四条の二第一項のクレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置に係る登録型式検定機関の住所の変更

氏名又は名称	変更前の住所	変更後の住所	変更年月日
社団法人日本クレーン協会	東京都品川区東五反田一丁目十三番十二号	東京都江東区新木場一丁目十一番七号	平成二十二年八月九日

3　労働安全衛生法第四十一条第二項のボイラー及び第一種圧力容器に係る登録性能検査機関の代表者の氏名の変更

氏名又は名称	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
株式会社損害保険ジャパン	佐藤　正敏	櫻田　謙悟	平成二十二年七月一日

4　労働安全衛生法第三十八条第一項の特定廃熱ボイラーに係る登録製造時等検査機関の事務所の所在地の変更

氏名又は名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
社団法人日本ボイラ協会	宮崎検査事務所	宮崎県宮崎市老松二丁目一番十三号	宮崎県宮崎市広島二丁目十番十六号	平成二十二年八月七日

5　労働安全衛生法第四十一条第二項のボイラー及び第一種圧力容器に係る登録性能検査機関の事務所の所在地の変更

氏名又は名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
社団法人日本ボイラ協会	宮崎検査事務所	宮崎県宮崎市老松二丁目一番十三号	宮崎県宮崎市広島二丁目十番十六号	平成二十二年八月七日

6　労働安全衛生法第四十一条第二項のクレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター及びゴンドラに係る登録性能検査機関の事務所の所在地の変更

氏名又は名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
社団法人日本クレーン協会	関東信越地区検査事務所	東京都千代田区鍛冶町二丁目七番十五号	東京都江東区新木場一丁目十一番七号	平成二十二年八月九日
	東京検査事務所	東京都千代田区鍛冶町二丁目七番十五号	東京都江東区新木場一丁目十一番七号	

7　労働安全衛生法第四十四条第一項の第二種圧力容器、小型ボイラー及び小型圧力容器に係る登録個別検定機関の事務所の所在地の変更

氏名又は名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
社団法人日本ボイラ協会	宮崎検査事務所	宮崎県宮崎市老松二丁目一番十三号	宮崎県宮崎市広島二丁目十番十六号	平成二十二年八月七日

8　労働安全衛生法第四十四条の二第一項のクレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置に係る登録型式検定機関の事務所の所在地の変更

氏名又は名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
社団法人日本クレーン協会	本部	東京都品川区東五反田一丁目十三番十二号	東京都江東区新木場一丁目十一番七号	平成二十二年八月九日

○経済産業省告示第二百二十六号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第二十六条の規定に基づく命令に係る聴聞に関し、次のとおり告示する。

平成二十二年十月十八日

経済産業大臣　大畠　章宏

一　聴聞の期日　平成二十二年十一月二日（火）十三時三十分

二　聴聞の場所　東京都千代田区霞が関一丁目三番一号　経済産業省　別館五階五二六共用会議室

三　事案の内容　ツバメ産業株式会社に対する液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第二十六条の規定に基づく命令について

四　連絡先　東京都千代田区霞が関一丁目三番一号　経済産業省原子力安全・保安院液化石油ガス保安課　電話番号　〇三（三五〇一）一五一一（代表）

五　備考　本聴聞は、公開により行われる。

○国土交通省告示第千百七十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更の認可をしたので、第七十一条の三第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年十月十八日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成二十二年十月十八日から平成二十九年三月三十一日まで

三　施行地区　静岡県沼津市高島町、庄栄町、杉崎町、米山町、大手町一丁目、大字三枚橋の各一部

四　土地区画整理事業の名称　東駿河湾広域都市計画事業静岡東部拠点第一地区土地区画整理事業

五　事務所の所在地　静岡県沼津市大手町一丁目一番三号

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十二年三月十七日

七　施行規程及び事業計画の変更認可の年月日　平成二十二年十月十八日